

一日行政相談所を開設します

一日合同行政相談所を開設します。相談は無料で、秘密は厳守します。

●日時 11月10日（水）午前10時～午後3時

●場所 玉名市民会館 第一会議室（玉名市岩崎152番地2号）

●相談内容 ①行政相談：国、県、市などの行政に関する苦情や要望（行政相談員）

②税務相談：所得税、相続税、贈与税などの税金全般（熊本国税局税務相談室）③法律相談：民事、法的解釈を必要とするものなど（熊本県弁護士会）

④年金相談：各種年金などに関する社会保険相談（熊本社会保険事務局玉名事務所）

【問】総合案内 ☎63・1503

不必要農薬を回収します！

使わない、処分にお困りの農薬をJAたまなで一括回収

受け、処理専門業者に委託して処分します。

回収処理費用は、法律上、事業者（農業者）自らの負担

が必要です。処理料金は持参された量により、キロ当たり100円（税込）の負担です。

回収処分を希望する人は、印鑑持参の上、JA回収場所へ申し込みください。

●日時 11月18日（木）、午前9時～午後3時

●場所 JAたまな荒尾供給センター

●回収品の対象 全農薬（肥料・廃油などは回収しません）

●回収品の梱包 ①残量が少ない液体を、ひとつのビンに

まとめない。（反応して有害なガスが発生する）②梱包が

古く破れる恐れがある場合は、そのままビニールの袋に入れる。

●注意事項 長期にわたる保管で、包装が弱くなり中身が

こぼれるなどの事故がおきる場合がありますので、取り扱いと持ち込みには充分注意してください。

【問】JAたまな荒尾供給センター ☎68・1420

戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求が始まりました

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受付が、10月25日（月）から始まりまし

●対象者 戦後強制抑留者で平成22年6月16日に日本国籍を有する存命の人

●請求受付期間 平成22年10月25日（月）～平成24年3月31日（土）

※基金から請求書類をお送りします。届いていない人は、お問い合わせください。

【問】独立行政法人 平和祈念事業特別基金事業部特別給付金担当 ☎0570・059・204（ナビダイヤル）、IP

電話、PHSからは ☎03・5860・2748

※平日午前9時～午後6時（土・日曜、祝日は休み）

高齢者の所得税、地方税法上の障害者控除が受けられます

高齢者については、所得税法施行令、地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている人などのほか、身体障がい者に準ずる人として福祉事務所長の認定を受けている人が障害者控除の対象となります。

荒尾市では、65歳以上の介護保険の要介護認定者のうち、ほぼ寝たきり状態の人で一定の基準を満たしている人に「障害者控除対象者認定書」を発行します。

認定された人は、身体障害者手帳の交付を受けている人と同様に所得税、地方税法上の障害者控除を受けることができます。認定書の交付を希望する人は、税の申告をする

ご本人の印鑑と対象者の人の印鑑を持参のうえ、福祉課までお越しください。

【問】福祉課 ☎63・1406

少年指導センター ヤングテレホンあらか

☎66-2214

★学校や友だち、家庭や子どものこと…困ったことがあったら、ひとりで悩まないで！ぜひ気軽に相談してください★

●相談時間

月～金曜（祝日を除く）午前9時～午後5時まで

あなたの秘密は守ります

「女性の人権ホットライン」強化週間です！

この度、女性をめぐるさまざまな人権問題に積極的に取り組むために「女性の人権ホットライン」の全国一斉強化週間を実施します。

●相談内容 夫婦、DV、女性差別等女性をめぐるさまざまな人権問題

●期間 11月15日（月）～21日（日）

●時間 平日…午前8時30分～午後7時、土・日…午前10時～午後5時

●相談担当者 人権擁護委員・法務局職員
【専用電話番号】 ☎0570・070・810

相続または贈与などにかかる生命保険契約や、損害保険契約などに基づく年金の税務上の取り扱いが変更になります

この度、遺族が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることにしました。これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている人については、その納めすぎとなっている所得税が還付されます。

お手数をお掛けしますが、必要な手続き（更正の請求または確定申告など）をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる人や所得税の還付の手続きについては、国税庁ホームページをご覧ください。玉名税務署にお問い合わせください。

※平成17年分について、早い人は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、早目の手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかつた人も対象となります。

「問」玉名税務署 ☎ 72・2125（自動音声案内）
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

ご存じですか「税を考える週間」

11月11日から17日までは「税を考える週間」です。

これは国民生活に深くかかわりを持っている税について、その必要性和使いみち、税務行政の現状を分かりやすく説明するとともに、国の基本となる税に対する理解を求めていただくために設けられています。

今年は「IT化・国際化と税」をテーマとして、経済

活動のIT化・国際化をはじめとした社会・経済情勢の変化に伴う税務行政のさまざまな取り組みの紹介などを行うことにしています。

国税庁ホームページでは、特集ページを開設し、テーマに即した情報を提供するほか、広く皆さんから国税庁に対する要望などをうかがうためのアンケート窓口を開設します。ご利用ください。

「問」玉名税務署 ☎ 72・2125（自動音声案内）
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

11月は労働保険適用促進強化期間です！

事業主の皆さん、労働保険の加入はお済みですか？

労働保険とは労災保険と雇用保険を合わせた総称で、事業の種類や規模にかかわらず、農林水産業の一部を除いて労働者を一人でも雇用している事業主は加入し、労働保険料を納付しなければなりません。労働保険制度や加入手続きについては、お気軽にお問い合わせください。

【問】 熊本労働局労働保険徴収室 ☎ 096-211-1702

第3次荒尾市文化振興基金活用事業を募集します

本市の個性的な地域文化の創造やまちづくりに生かす文化活動を支援するため、予算の範囲内で、豊かで活力に満ちた暮らしの実現を目指した文化振興に寄与することを目的とします。

●助成対象事業 平成22年度に自ら企画して実施する右表に掲げる事業で、広く市民に公開・公表するものを対象とします。なお、当該年度に申請できる事業は、1団体につき1事業とします。

●助成対象者

- ①市内に住所または活動の本拠を有する団体
- ②助成対象事業を完了できる見込みがある団体

●助成金の額 当該事業に要する経費の3分の2とし、限度額を50万円とします。

※入場料、補助金、その他（広告料など）収入は、事業に要する経費から差し引きします。

※食糧費、メンバーの旅費・賃金などは原則対象外とします。

●助成金の交付 事業完了時に交付します。

なお、事業の性格上適当と認める場合は、概算払い（前払い）をすることができます。

●募集期間 11月1日（月）～ 12月3日（金）

●助成対象事業一覧表

活動発表事業	複数の団体の共同作業や新たに実行委員会を作るなどして、従来の活動の枠を超えて行われる発表会などの事業。ただし、特定の流派、会員、個展などに関わる事業は対象外。
文化情報事業	文化を紹介するビデオ・パンフレットなどの制作発行で、文化情報の発信に寄与する事業
人材育成・交流事業	文化的な活動として開催される研究会、フォーラムなどで人材育成や交流を目的とする事業
その他の事業	文化によるまちづくりの振興に寄与するもので、市長が特に必要と認める事業

※恒常的な活動、営利目的の活動、政治・宗教活動などは対象外とします。

【申・問】 政策企画課 ☎ 63-1274